

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号： 契 第船修58 号

契約件名： 20M型巡視艇定期修理 (26-1)

項目及び構成

1. 契約担当官等
2. 調達内容
3. 競争参加資格
4. 入札参加申込手続き
5. 入札書の提出場所等
6. その他

様式－1	入札書 (様式)
様式－2	紙入札方式参加願 (様式)
様式－3	確認書 (様式) (電子入札参加申込み用)
様式－4	年間委任状 (様式)
別添－1	暴力団排除に関する誓約事項
別添－2	契約書 (案)

入 札 説 明 書

第十一管区海上保安本部の調達契約に係わる入札公告（平成26年8月22日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

第十一管区海上保安本部長 秋本 茂雄

2. 調達内容

(1) 契約件名

20M型巡視艇定期修理（26-1）

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

平成26年10月31日

(4) 履行場所

請負造船所

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒900-8547 沖縄県那覇市港町2丁目11番地1号

第十一管区海上保安本部 船舶技術課

TEL098-867-0118 内線2316

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子入札システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願を提出して紙入札方式にかえるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り

捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。

この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

3. 競争参加資格

(1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

① 予算決算及び会計令第70条に規定される契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予算決算及び会計令第71条の規定に規定される次の事項に該当する者。

以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後2年を経過していない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のC等級に格付けされ、九州・沖縄地区の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。

(3) 当管区が実施する技術審査に合格した者又は技術審査を申請し合格した者に限る。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。なお、当該ICカードについては、代表者又は代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者のICカードに限る。

(6) 電子入札にて当該入札に参加を希望する者は、当該入札に使用するICカードを限

定すること。なお代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者（本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。）は、年間委任状（受任者のICカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付）を書面にて提出すること。

当該入札にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

(7) その他、仕様書のとおり。

4. 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

入札参加希望者は、3（2）の資格を有することを証明する書類（資格審査結果通知書（写）及び確認書（電子入札用）又は紙入札方式参加願（紙入札用）を証明書等の提出期限までに提出する。

また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は年間委任状を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

年間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていないなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として個別案件における委任は認めない。

(2) 電子入札システムによる証明書等の送信方法

電子入札システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver2011形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2010形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2010形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）

- (4) ファイル容量が大きく電子入札システムにより証明書等を送信できない場合
証明書等のファイル容量が1MBを超える場合には、電子入札システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子入札システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者到手渡すこと。直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子入札システムにより通知又は確認通知書を送付する。

(5) 証明書等の提出期限 平成26年9月4日 午後4時00分

※電子入札システム方式による入札書類データ(証明書等)

- ・確認書
- ・資格審査結果通知書(写)

※紙入札方式による証明書等(下記5(2)に提出)

- ・紙入札方式参加願
- ・資格審査結果通知書(写)

※電子入札システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

5. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子入札システムのURL及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム <https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>

問い合わせ先は、下記(2)に同じ

- (2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

沖縄県那覇市港町2-11-1

第十一管区海上保安本部経理課 入札審査係

T E L 098-867-0118 内線2223、2224

F A X 098-861-3719

- (3) 仕様書の交付期間

公告日 から 平成26年9月4日 午後4時00分まで

問い合わせは、上記2(5)。

- (4) 入札書の提出期限

平成26年9月17日 午後4時00分

- (5) 入札書の提出方法

① 電子入札システムによる場合

(ア) 入札書の様式は、電子入札システムによるものとする。

(イ) 入札書等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書等は、電子入札システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)

(ウ) 入札書等の提出

- a 入札書等は、電子入札システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
- b 電子入札に利用することができるICカードは、資格審査結果通知書に記載されている者(以下「代表者」という。)又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任により委任をうけた者のICカードに限る。

② 紙による入札の場合

(ア) 入札書の様式は、様式－1によるものとする。

(イ) 入札書等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
- d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印(法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印)しなければならない。
- e 受任者(以下「代理人」という)が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名(法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名)を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役(社長) ○○ ○○ 代理
沖縄県那覇市2-11-1
海保株式会社 沖縄支店(又は○○部)
支店長(又は○○部長) ○○ ○○ 印

(ウ) 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に「法人名等」及び「契約件名」、「開札年月日」、「入札書在中」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者

に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

(ア) 委任状が提出されていない代理人のした入札

(イ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

(ウ) 記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

(エ) 金額を訂正した入札

(オ) 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

(カ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

(キ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(ク) 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあつては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

(ケ) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあつては、同等のものであることを証明できなかった入札

(コ) 競争参加資格のあるものであつても、入札時点において、第十一管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札。

② 電子入札参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日 時：平成26年9月18日 午前10時00分

場 所：那覇港湾合同庁舎（8F） 入札室

(9) 開札

① 電子入札システムによる場合

(ア) 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(イ) 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

(ア) 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(イ) 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。(この間、開札場への入退室はできない。)

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

(ウ) 入札者等が開札に立ち会わない場合は、第2回目以降の入札を辞退したものとする。なお、紙入札方式での入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも当該紙入札方式での入札参加者の入札は有効として取り扱う。

- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 入札書の提出後、入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低をもって入札した者を落札者とすることがある。
- ③ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金

額並びにくじの実施日を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に通知を行い、くじ実施後落札決定通知書を発行するものとする。また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札参加者の場合には、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施のうえ落札決定通知書の発行を行うものとする。

- ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子入札システム又は書面により通知する。

ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

- ⑤ その他、第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。

- (5) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

- ② 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

- (6) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

- ①天災

- ②広域・地域的停電

- ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

- ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する）。

- (7) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子入札施設管理センター（e-BISCセンター）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合にお

いては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等に対応する）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等に対応する）。

(8) 支払条件

その他支払方法等詳細は別途契約書に定める。

(9) その他詳細規程

上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は「第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書」、「電子入札運用基準（物品・役務等）」によるものとする。

(10) 異議等の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

別添－2

平成26年度

契第 船修58 号

船舶修繕請負契約書

船舶修繕請負契約書

収入
印紙

1. 修繕物件名 20M型巡視艇定期修理(26-1)
ただし、別紙仕様書及び図面のとおり。

2. 請負金額 金 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に8/108を乗じて得た額である。

3. 引渡期限 平成26年10月31日

4. 修繕場所及び引渡場所 請負造船所

5. 契約保証金 免除

上記修繕について、注文者 支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 秋本 茂雄 を甲とし、
請負者 を乙として、次の条件により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 乙は、別紙仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、引渡期限までに、頭書の修繕物件を完成して、その結果を引渡場所において、甲に引き渡すものとし、甲は、これに対し、乙に請負代金を支払うものとする。

(仕様書等の解釈等)

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、甲乙協議して定めるものとし、乙は、その他軽微なものについては、甲又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において施工するものとする。

2 乙は、甲が必要と認めてその旨を指示したときは、修繕工程表及び修繕費内訳明細書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督職員)

第3条 甲は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を乙に通知するものとする。

2 乙は、監督職員の監督の実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 乙は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合にはこれに応ずるものとする。

4 乙は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 修繕物件又は修繕現場に搬入した検査済み修繕材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 乙は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

3 乙は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方(次条「再委託受託者」という。)の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 乙は、前項の場合において、甲が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(再委託受託者に対する監督)

第7条 乙は、甲又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

(代理人等に関する措置要求)

第8条 甲又は監督職員は、現場代理人その他乙の代理人(下請負人は代理人とみなす。以下同じ。)、主任技術者、使用人又は労務者等でこの契約の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(特許権等の使用)

第9条 乙は、修繕の施工について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(材料の検査等)

- 第10条 乙の負担に属する修繕材料は、甲が特に指定したものを除き、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。この場合において、甲は、乙が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、これを取り替えさせることができるものとする。
- 2 乙は、材料検査の結果合格となった材料等と検査未済又は不合格となった材料等とに区分する措置をとるとともに、不合格となった材料等を良品とすみやかに取り替えなければならない。
 - 3 乙は、材料検査に合格した材料等であって、修繕場所にあるものを監督職員の承諾を受けることなく当該場所から持ち出してはならない。
 - 4 乙は、船底その他完成後外部から容易に見ることのできない部分の修繕について、甲が指示したときは、甲又は監督職員の立ち会いの上施工するものとする。ただし、この場合において、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、乙は監督職員の指示により、施工を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。
 - 5 乙が前項の規定に違反して施工したときであって、甲又は監督職員が指示するときは、乙は、施工箇所の撤去、再施工等所要の措置をとらなければならない。

(官給品等)

- 第11条 甲は、修繕用として仕様書等に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を甲の指定する場所及び日時に乙に交付する。この場合において、乙は、その官給品等の交付を受けた都度受領書を甲に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。
- 2 乙は、天災地変等の不可抗力又は甲の責めに帰すべき事由によらないで官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定する方法により弁償するものとする。
 - 3 乙は、官給品等を仕様書等に基づいて使用し、修繕の完成又は契約の変更、若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて甲に提出するとともに、甲の指定する時期及び場所において、甲に返還しなければならない。

第12条 乙は、指定品として仕様書等の記載する修繕材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

(仕様書等に不適合の場合)

第13条 乙は、修繕の施工が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料等の取替え、施工箇所の撤去又は再施工等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、乙は、請負金額の増額又は引渡期限の延期を請求することはできないものとする。

(第三者の作業の実施)

第14条 甲は、第22条による修繕物件の引渡し前に、第三者にこの修繕物件に対し他の作業を実施させることがあるものとする。この場合において、乙は、監督職員の指示に従い、当該修繕の施工者と相互協調して修繕の進捗を図るものとする。

2 乙は、前項の場合において、自己の修繕の施工上不便をきたすことがあっても、甲に対し、異議の申出又は賠償を請求することができないものとする。

(廃材等の処置)

第15条 乙は、修繕の施工により甲の所有に属する撤去品又は官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて甲に提出するとともに甲の指定する時期及び場所において、これを甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の廃材等を、甲が引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

(行政庁に対する手続)

第16条 乙は、修繕について、行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をするものとする。

(物価変動等による請負金額の変更)

第17条 物価変動その他改定又は予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、甲乙協議して、これを変更することができるものとする。

(修繕の変更等)

第18条 甲は、その都合により修繕を変更し、又は一時その施工を中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、修繕費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいとき又は所定の引渡期限を伸縮する必要があるときは、甲乙協議して、その金額を増減し、若しくは引渡期限を伸縮するものとする。

(引渡期限の変更等)

第19条 甲は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、甲乙協議して、その金額を増減するものとする。

(終了通知及び検査)

第20条 乙は、事前に、修繕終了予定日を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、修繕終了予定日（この日以後において乙が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から15日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書に指定した方法その他甲の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 甲は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を乙に通知するものとする。

4 乙は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、乙が立ち会わないときは、甲は、単独で検査を行い、その結果を乙に通知するものとし、乙は、これに対して不服を述べることができない。

5 乙は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

6 乙は、検査職員から修繕の重要な部分について完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施工の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。

7 乙は、検査職員の指示に従い、修繕物件の運転、操作その他検査に必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。

8 修繕物件が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、甲が指示する期間とし、その検査期間は、甲が乙から手直しを終了した旨の通知を受領した日（この日以後において乙が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

第21条 次に掲げる場合には、検査のため必要な限度において破壊検査を行うことができるものとする。

- (1) 仕様書に指定されているとき。
- (2) 前条第6項の資料による確認ができなかったとき、その他修繕の施工について疑うに足りる相当の理由があるとき。
- (3) その他検査を行うため検査職員が特に必要があると認めるとき。

2 仕様書等に指定がある場合又は検査職員が必要があると認める場合には、理化学試験により検査を行うことがあるものとする。

(修繕物件の引渡し)

第22条 乙は、修繕物件が前条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを甲に引き渡すものとする。

第23条 甲は、修繕の一部が終了した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2 前3条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

(請負代金の支払)

第24条 甲は、第22条の規定により修繕物件の引渡しを受けた後、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から45日以内(以下「約定期間」という。)に第十一管区海上保安本部において、請負代金を乙に支払うものとする。

2 甲は、乙から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを乙に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

第25条 削除

(遅延利息)

第26条 甲は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、乙に対し、遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.9パーセントとする。ただし、乙が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 甲が検査期間内に検査を終了しないときには、検査期間満了の日の翌日から検査終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前 3 項の例に準じて計算した金額を乙に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

- 第 27 条 乙は、所定の期間までに修繕を完成してその物件の引渡しをすることができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完成引渡しの可能な期日を明示して、甲に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。
- 2 甲は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他乙の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

- 第 28 条 前項第 2 項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の完成期限満了の日の翌日から修繕を完成して、その物件の引渡しをする日までの日数に応じ、遅滞 1 日につき、請負金額（第 22 条の規定により甲が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を除いた金額）の年 36.5 パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の 10 分の 1 を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。
- 2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から甲が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(臨機の措置)

- 第 29 条 乙は、災害防止等のため特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 2 乙は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他修繕の施工上緊急に必要な事項については、乙に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

- 4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、甲乙協議して請負金額に含めることを不相当と認めた部分については、甲がこれを負担するものとする。

(危険負担)

第30条 修繕物件の引渡し前に甲の責めに帰することができない事由により修繕物件及び修繕材料（以下「修繕物件等」という。）について生じた損害は、次項に規定する場合を除き、乙の負担とする。第24条の規定により既済部分払をした場合の当該既済部分についても同様とする。

- 2 天災地変その他の不可抗力により修繕物件等に損害を生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、乙が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかつたと認められるときは、その損害は、甲が負担するものとする。この場合において、損害額は甲乙協議して定めるものとし、保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。
- 3 修繕物件等を保険等に付している場合において、修繕物件等に損害を生じたときは、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によっててん補されるときは、てん補額を限度として、乙が負担するものとする。

(かし担保責任)

第31条 乙は、修繕物件の引渡し後1年以内に、修繕物件に材料又は施工上のかしがあることが発見されたときは、甲の請求により、自己の費用をもってこれを修繕し、又そのかしによって生じた修繕物件の滅失若しくはき損に対して、損害を賠償するものとする。

- 2 前項の規定によりかしを修繕する場合において、甲の都合により乙の工場で修繕をすることができないときは、甲乙協議して、乙の費用をもって他の工場で修繕をすることができるものとする。この場合において、この負担する費用は、乙の工場において、修繕をした場合に係る費用に相当する額を限度とする。
- 3 第1項の期間は、かしが入渠又は行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、修繕物件の引渡し後1年以上1年半以内において最初の入渠又は検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第32条 甲は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙から解約の申出があったとき。（第34条による場合を除く。）

- 二 乙が引渡期限までに修繕を完成してその引渡しをしないとき又は引渡期限までに修繕を完成して、その引渡しをする見込みがないことが明らかなきとき。
 - 三 乙が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
 - 四 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、そのため甲が契約の目的を達することができないとき。
 - 五 この契約の履行について、乙又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が甲の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - 六 乙が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。
- 2 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - 七 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 乙は、第1項第1号から第5号までの場合において、違約金として、解約部分に対する請負金額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、第1項第1号又は第2号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第33条 甲は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、修繕の終了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は、乙に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は確証のあるものを限度として、甲乙協議して定めるものとする。

第34条 乙は、第19条の規定による修繕の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による修繕中止の期間が契約期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第35条 前3条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が第25条の規定により、既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、甲に対し、その全部の金額を甲の指定する期日までに返納しなければならない。

2 甲は、既済部分の全部又は一部が甲の利用に適するものであり、かつ、甲において必要とするときは、修繕費内訳明細書に記載した単価により算出した金額（これによりがたいときは甲乙協議して定めた金額）の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

3 第20条、第21条、第24条及び第26条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、請負代金の支払及び遅延利息について準用する。

(相殺等)

第36条 この契約により甲が乙から取得すべき遅滞金、返納金、違約金等がある場合において、甲が該当金額と相殺することができる債務を乙に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお甲において取得金がある場合又は甲が遅滞金、返納金、違約金等を徴収する場合において、乙は、甲の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、甲に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、返納金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第26条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.9パーセント」とあるのは「年5パーセント」と、同項ただし書中「乙」とあるのは、「甲」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第37条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(秘密の保全)

第38条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約外の事項)

第39条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

特約条項

甲、乙は本契約書総則第1条に定める仕様書等では対応できない、新たな修繕実施について、次の特約条項を定める。

第1条 甲又は乙は、本契約書総則第1条に定める仕様書等では対応できない、不具合を発見した場合、甲が任命する監督職員（以下、「監督職員」という。）と乙による事前調整を経た後、乙から甲が指定する書面（以下「指定書面」という。）に当該不具合の修繕に要する概算見積額を記載の上、監督職員あて報告し、その実施について協議するものとする。

第2条 甲は前1条の報告・協議を受け、当該修繕の必要があると判断した場合は、報告・協議を受けた指定書面にて、甲が指定する職員（以下、「主任監督職員」という。）から乙あて実施を指示するものとし、乙が当該指示を承諾する場合、甲が実施を指示した指定書面を主任監督職員あて提出するものとする。

なお、それぞれの指示、承諾は監督職員を介して行うものとする。

第3条 前2条に基づく手続きは、当初契約の変更契約として実施するものとし、その都度手続きを行うこととする。ただし次の各号によるものとする。

- 1 甲は指示した仕様変更を全て整理した確定仕様書を甲が任命する検査職員による検査実施前までに作成し、乙へ提出しなければならない。
- 2 甲、乙は変更契約に伴う請負金額を、本契約の引渡期限後20日以内に確定しなければならない。

第4条 修繕が引渡期限内に完了せず、遅滞金が発生する場合の起算日は引渡期限の翌日とその起算日とする。

第5条 変更契約に伴う請負金額は、甲が算出した比率を乗じた額を基に、甲、乙協議の上、確定するものとし、当該比率については入札又は見積合わせ実施後、甲から乙へ別途通知するものとする。

なお、本特約条項第3条第2号に定める期日までに協議が整わない場合は甲が提示する額をもって、請負金額の確定とする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号
氏 名 支出負担行為担当官
第十一管区海上保安本部長
秋本 茂雄

乙 住 所
氏 名